

ID: 65

担当部署: 教育委員会 児童センター

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	名寄市児童館条例 第11条		
例規番号	平成22年条例第30号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(許可の取消し)</p> <p>第11条 管理者は、利用の許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、その利用条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 利用条件に違反したとき。</p> <p>(2) その他管理者が必要と認めたとき。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文及び名寄市暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(公共施設の利用の不許可等)</p> <p>第7条 市長、名寄市教育委員会及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「市長等」という。)は、公共施設(市が設置し、又は管理する施設(附属施設を含む。)をいう。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公共施設の利用を許可している場合において、当該利用が暴力団の活動に利用されていると認めるときは、当該許可を取消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日